

装具の購入や住宅の改修をする場合



身体が不自由なお子さん
の場合、日々のケアには、
とても気を配っておられる
と思います。日常生活に
必要な装具や用具などを
購入する際には費用の
助成などがあります。ぜひ
ご活用ください。

補装具

障がいによって失われたり低下したりした身体機能を補うための装具を購入・修理する費用を助成します。(リハビリ目的は対象外)

※障がいの程度や所得に応じて助成の制限があり、また種類によっては医師の意見書や更生相談所の判定が必要となりますので、必ず事前に相談してください。**手続きは購入前(修理前)に行ってください。**

対象者	身体障がい者手帳の交付を受けている方、難病の方
補装具一式	視覚障がい…義眼、眼鏡、視覚障がい者用つえ 聴覚障がい…補聴器 音声・言語機能障がい…意思伝達装置 肢体不自由(手・足)…義肢、装具、歩行補助つえ、車いす、歩行器、座位保持装置など
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500(内線 1151) fax 0948-21-6356

治療のために必要な装具(治療用装具)は、この制度とは異なります。健康保険が適用される治療用装具の場合は、請求金額を病院で支払ったあとに、子ども医療・重度障がい者医療で自己負担分の払い戻しを受けることができます。くわしくは、市役所医療保険課までお問い合わせください。

日常生活用具

日常生活をしやすくするための用具を購入する費用を助成します。
※障がいの程度や所得に応じて助成の制限がありますので、必ず事前に相談してください。**手続きは購入前に行ってください。**

対象者	身体障がい者手帳、療育手帳の交付を受けている方、難病の方
日常生活用具一式	視覚障がい…ポータブルレコーダー、拡大読書器、時計など 聴覚障がい…FAX、屋内信号装置など 音声・言語機能障がい…人工喉頭、会話補助装置など 肢体不自由(手・足)…特殊寝台、つえ、入浴イスなど 内部障がい…たん吸引器、ネブライザー、ストーマ装具(消化器系・尿路系)、紙おむつなど 知的障がい…頭部保護帽
費用負担	本人の負担は原則、費用の1割です。 ※助成額は用具ごとに上限があります。
窓口	飯塚市役所 社会・障がい者福祉課 ☎ 0948-22-5500(内線 1156) fax 0948-21-6356

紙おむつ・ストーマ装具の医療費助成

上記の日常生活用具で紙おむつやストーマ装具が給付の対象にならない場合でも、税金の医療費控除の対象となることがあります。その際には医師が発行した「使用証明書」が必要となります。くわしくは下記までお問い合わせください。

飯塚市役所 税務課 市民税係
☎0948-22-5500
(内線1058~1061)

